

大阪地方裁判所委員会（第22回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

2月9日（水）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成23年2月9日（水）午後2時00分から午後5時20分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）秋山恵一，朝比奈千秋，櫻田嘉章，西田正吾，西脇一枝，弘本由香里，
薬師寺玲，山口信吾，吉岡康生，吉川純一，高村順久，中田和範，
横田信之，吉野孝義（敬称略）

（説明者）中川博之，三村三緒

（事務担当者）山下郁夫，新屋眞宏，大倉輝明，長路基樹

（庶務）竹口智之，山本さおり，野木真智

4 配布資料

概況説明資料，「裁判員・補充裁判員選任の流れ」ほか

5 議題

(1) 裁判員制度の運用状況と改善点

ア 概要説明

イ 法廷及び評議室の見学等

ウ 運用状況等に関するプレゼンテーション及び意見交換

(2) 次回テーマ

6 議事

(委員長：■ 委員（法曹関係者）：○ 委員（学識経験者）：◇ 説明者，
事務担当者及び庶務：▲)

(1) 大阪地方裁判所長のあいさつ



(2) ア 裁判員制度の運用状況と改善点の概要説明

イ 法廷及び評議室の見学等



(3) 運用状況等に関するプレゼンテーション

▲：裁判員制度が施行されて1年9か月近くになろうとしている。裁判員制度に対する参加意欲という点では、大きな変化は感じられず、できれば参加したくないという人達がなお大きな比率を占めているものと思われるが、いったん裁判員あるいは補充裁判員として選任された後の一般国民の責任感の強さには敬服すべきものがある。

当部で最長の10日間（月火水金，月火水金，月火の足かけ3週間）で行った裁判員事件で、裁判員6名と補充裁判員4名を選任したが、会社勤めの人ほとんどであったにもかかわらず、全員が無遅刻無欠勤であった。その他の事件についても、裁判員の対応ぶりは同様であり、また、選任手続への出頭率も高く、日本人の誠実さ、勤勉さが顕著に現れているものと思われる。

〈アンケート結果等が紹介された。〉

裁判員法の施行前から模擬裁判を繰り返し、裁判員事件の運用面での検討を重ねてきたところであるが、実際の事件への対応において模擬裁判の成果が生かされており、これまでのところ順調な事件の運用がなされている。

裁判官（裁判所）の基本的なスタンスは、①裁判員に不必要な負担をかけることのないような審理日程を組み、裁判員の選任を円滑に行うとともに、②公判では分かりやすい審理を実現し、③評議の場においては裁判員に自由に意見を述べてもらえるような雰囲気作りをすることであり、その基本的な方向性に何ら変更はない。

制度が施行されて相当期間が経過し、各部とも20件程度の経験を踏んでおり、裁判員への対応や種々の事務処理は円滑になってきている。そこには「慣れ」も生じてはいるが、裁判員の構成はその都度替わるものであり、裁判体との接触はまさに一期一会ともいうべきものであって、毎事件が新鮮でマンネリ化の兆しなどなく、裁判官サイドの高揚感は薄れていない。

ただ、裁判員の理解力が高く、情報量の多さにも十分適応してくれている状況にあることが、裁判官も含め法曹の側にある種の甘えのようなものを生んでいないか反省してみる必要があるだろう。細かな枝葉の部分にこだわるかつての精密司法の状況に回帰するようなことがあってはならないところであり、裁判官としては、争点を明確にし、証拠の厳選を維持するとともに、同時に、裁判員に安心して事実認定・量刑判断をしてもらえるような過不足のない充実した証拠調べを実現していく必要がある。

- ：検察官の立場としては、裁判員裁判が始まって、刑事手続の一当事者としての立場が強調されがちである。確かに検察官は刑事手続の一方当事者であるが、それにとどまらず、公益の代表者であるため、公正・公平の立場から事案の真相を解明して、迅速・的確に刑罰権を実現するために職務を果たすという検察官の職の基本を念頭において、裁判員裁判の職務を果たすように心がけている。

また、裁判員裁判において、裁判員に対して、検察官の主張や考えていることをいかに分かりやすく伝え、裁判員の方に理解して納得してもらうかを考え、公判活動をしている。

裁判員裁判制度が始まる前にも模擬裁判等を行い工夫してきたが、実際の公判でも様々な工夫をしながら公判活動をしている。捜査部分や事件の核心について全容解明することが重要である。そのためには客観的証拠を集めることが必要であり、警察と協働して行っているが、証拠がなかなか集まらない事件も少なくなく、間接事実で立証する事件も増えている。説得力のある証拠収集のために試行錯誤している。

捜査段階で収集した内容が分かりにくいと、公判で分かりやすい立証をしても裁判員に納得してもらえない。公判担当の検察官は、供述調書、実況見分調書などのたくさんの証拠の中から無駄な情報を減らし整理するように心がけ、分かりやすい証拠書類を作るような試みをいろいろしている。

また、公判担当の検察官は、公判前整理手続で主張・立証を十分整理し、基礎となる事情をコンパクトな証拠に基づいて立証することを常に考え、内部で検討して勉強会をするなど取り組んでいるところである。

冒頭陳述や論告など意見を述べる際、かつては書面を棒読みしていたこともある。裁判員裁判では、プレゼン能力を高め、裁判員の頭に残る方法で意見を述べる取組もしている。

先ほど紹介にあったように、大阪は東京に近い事件数がある。若手の検察官についても、裁判員裁判の公判活動についての訓練、経験を積んでいるが、これからも取り組みを進め、より良い判決を得るようにしたいと考えている。

検察官の主張が受け入れられた事件もあったが、説得力がなかったと思える事件もあった。検察官がどのように考えているのか、フェアな公判活動の基に主張していることが裁判員に分かってもらえるようこれからも努力していきたい。

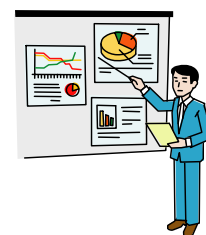
○：私はあまり刑事事件の担当をしておらず，裁判員裁判の経験がないため，裁判員裁判を経験した弁護人の意見を基に報告したい。

裁判員裁判が始まり，弁護士会では，弁護人として刑事事件の専門家を育てなければならないという動きがあり，刑事弁護委員会を中心にトレーニングを行い，専門家を育てている。一方で，刑事事件を敬遠する弁護人も出てきた。

捜査について検察官から話があったが，捜査以外は検察官と同じような問題がある。裁判員裁判の場合，2日，3日といった短期間で審理することが多く，弁護人も準備が大変である。準備が，第一であり非常に時間がかかる。

従来裁判なら後日に書面で出すことができたが，裁判員裁判ではそうはいかない。特に身柄が拘置所にあると，被告人から事情を聞くにしてもなかなか大変であり，事情を聞くためにいちいち拘置所へ行かないといけない。審理期間が長くなると，事前に許可を取り夜中に行き接見していることもあるようだ。

審理については，プレゼン技術が非常に重要であり，裁判員裁判が始まり，少しオーバーであるが，審理の形態は劇場型に移行していると感じている。裁判員に理解してもらうことが必要なので，論点を3つ4つに整理してまとめて主張するとか，アイコンタクトを取り裁判員の目を見ながら物を言うなど，主張を理解してもらうための工夫が必要である。これは従来の日本の弁護士が得意でなかったところであるが，プレゼン技術がますます必要となっている。説明資料については，書面に長い文書を書くのではなく簡潔に記載し，用紙もA3用紙に大きな字で印字し見やすくしたり，パワーポイントを使用しながら説明するなどの工夫をしている。



尋問については、被告人質問でも証人尋問でも、以前は比較的時間を自由に取れていたが、裁判員裁判では極めて制限されているため、ポイントをしぼった尋問をしなければならない。準備不足で尋問に臨むと、本来聞かないといけないことが聞けなかったとしても後で聞き直すことができないため、準備は大変重要である。反対尋問についてもあらかじめ事件全体を把握して的確に行わなければならない。真剣勝負というか、結構大変である。

被告人が法廷で座る席は、従前は傍聴席の前などであったが、現在は弁護人席の横に座っている。裁判員制度が導入されてからは、不利益な印象を与えないように、被告人の服装に気をつけ、手錠は見えないようにするなどの配慮をして裁判に臨んでいるようである。

裁判員裁判の弁護人は国選弁護が多い。従来に比べ、国選弁護人の報酬は格段によくなったと聞いている。従前が7, 8万円から20万円、裁判員裁判なら公判前整理手続が1年近く続くことなどから、多ければ70から80万円くらいと聞いている。裁判員裁判で私選弁護人が就く事件は少ないと思われる。

国選弁護人の報酬額が増えたことは、弁護人としてはやりがいが出るので良いことだと思う。

(4) 意見交換

- ◇：音声認識システムや量刑検索などのシステムは、以前からあったものか。
- ▲：音声認識システムは、裁判員裁判制度の導入とともに整備したものであり、音声の録音は以前からしていたが映像はなかった。量刑検索システムについては、従前から量刑データを蓄積しており、資料として参照をしていたが、2年前に、データを棒グラフと一覧表で表示できるようにするなどの改良をし、裁判員裁判に対応できるようにした。
- ◇：新しいシステムを取り入れると信頼性やセキュリティが、問題になることが多い。最高裁等で管理されているとは思いますが、システムダウンが起こったりすることはないのか。セキュリティ対策は万全なのか、外からシステムに侵入され

て、データを見られたり改ざんされるおそれはないのか。

○：システムへの侵入は一般的に困難だと思うが、まったく不可能かどうか確認は取れていない。

▲：これまでシステムがダウンしたことはなく、トラブルが起こったこともない。
3階にある裁判員係の執務室に量刑検索システムの端末が置いてあり、その端末から検察官や弁護人であれば量刑情報にアクセスすることが可能であり、量刑傾向を把握することができるようになっている。

◇：弁護人も音声認識システムを見ることができるとか。

▲：映像を見ることはできないが、録音データは提供できる。

▲：量刑検索システムについては、制度施行以来、事故の報告は受けておらずセキュリティ対策はできていると考えている。

音声認識システムについては、裁判員裁判を想定して相当期間をかけて開発し、音を言葉に変換できるシステムを構築した。本日、ご覧頂いたものは、短い尋問ではあったが、実際音を入れた裁判官の滑舌がよかったため、認識率はよかった。実際には、録音の条件やマイクにのりやすい音やのりにくい音があるため、認識率についてはばらつきがある。



■：これまで証人尋問等は、音をテープで録音しそれを聞いて確認したり、速記官が速記録を、書記官が調書を作成するなどし、記録化していた。

裁判員裁判は連日開廷がほとんどで証人尋問後、すぐに評議に移ることになる。一方、調書等の作成には、通常、何日もかかるため、評議で尋問の内容を確認するには調書では対応できなかった。そこで裁判員裁判が導入されるにあたり音声認識システムが開発された。音声認識システムの認識率はおよそ9割と聞いているし、映像もあるため証人の表情も分かる。表情を見ることで、これは嘘を言っているといったようなこともわかるのではないかと考えている。

検察官，弁護士には，音声のデータを渡し，翌日の審理に備えていただいている。

◇：私の理解では，日本の裁判は非常にフェアな制度だと思っている。裁判員制度が導入されたのは，そのことを国民に，より理解してもらいたいという気持ちであろうと考えている。本日，法廷や評議室を見学したが，こんなに立派に整備されていてびっくりした。評議室には絵が掛かっており，椅子も座り心地のいいものを使っているので，気持ちよく評議ができると感じた。

法廷では，ディクテーションでパソコンに取り込むなど，裁判所でこのようなシステムが導入されていて感心した。病院でも電子カルテが導入されているが，医者は患者の言っていることをパソコンに打ち込むことになるので，患者と目を合わせないことになる。いくつかの病院でディクテーションを導入していると聞いているが，堅いイメージの裁判所で導入されているのを見て，非常に嬉しく思った。

報道等もされているようであるが，裁判員の意識として責任感は十分にあるけれど，参加意欲は向上しないという話がある。裁判員制度が始まる前と始まった後の参加意欲についてのパーセンテージについての資料はあるのか。

■：最高裁が世論調査を行っているが，積極的に参加したいという人の割合は上がっていない。

◇：参加意欲を高めることが大事だと思う。国選弁護人の報酬が上がったということであるが，裁判員の報酬を高くするのも参加意欲を高める一つの方法ではないかと感じた。現在の裁判員の報酬は低いように感じる。

▲：裁判員の旅費，日当は法律で定められている。日当は1万円が限度であるが，9時半から5時までで1万円に近い金額になると思われる。

裁判員の方に，別れ際にもう一度裁判員をしていただけますかと聞くと，「もうお腹いっぱいです」と返答をされるが，再度選ばれることがあるとすればきっとまた来ていただけるであろうと感じている。

できれば参加したくないという人は4割くらいであるが、実際に裁判員の方に接してみると、できれば参加したくないと答えている人でも、裁判員に選ばれば、責任感を持って職務にあたっていただけるのではないかと考えている。

◇：量刑について、裁判員の記者会見の様子を聞いていると、性犯罪については、裁判員制度が導入されたことによって重くなったように感じる。裁判員裁判対象とそれ以外の事件では、求刑と量刑の差はどのくらいの開きがあるのか。

▲：量刑の傾向は、全体的にみると変わっていないという報道もある。50件60件押し並べてみると大きくは変わっていないと思われる。ただ、個別の事件を見ると、それぞれの事件の態様によって動きはあるように思われる。求刑超えの例については、裁判員制度導入前と比べると多くなったように感じている。

◇：量刑については、裁判員が独自に判断しているのか。

▲：裁判員それぞれが、独自に判断している。ただ、多数決で決める場合には、過半数の意見であり、かつ、有罪にする場合や有罪の場合の量刑意見は、裁判員と裁判官の双方の意見を含んでいることが必要である。例えば、評決が5対4になった場合、5のうちに裁判官が1人は入っている必要がある。

◇：裁判員が量刑データベースに引っ張られることはないのか。

▲：事件ごとに判断しているので引っ張られることはないと思うが、結果的にはそこに落ちている場合もあると思われる。100件200件と統計をとると、これまでの量刑データとそれほど変わらないかもしれない。

■：裁判員裁判が始まって千数百件が判決に至っている。それらをまとめると、量刑は求刑のおおむね八割程度になっており、これまでの裁判と異ならないが、量刑の幅が広がっていると感じている。重い事件は重く、軽い事件は軽くという言い方もされている。それをどうみるかは、国民の皆様の評価に任せたい。

◇：裁判員の考え方や意識について、価値観に偏りがある人が選ばれることはないのか。裁判員は無作為に選ぶので平均的に回数が増えてくると、例えば、凶悪な殺人の裁判員裁判で、裁判員6人全員が死刑廃止論者ということが、現実

はありうるではないのか。そのような偏りがあつた場合は、是正することできるか、裁判官で調整できるか。

▲：これまで評議をしてきた経験では、独自の意見を主張する人はあまりおらず、常識的な対応をされていると感じている。

◇：思想について、事前のチェックをしていないのか。

▲：選任手続においては、「不公平な判断をするような可能性はあるか」、「この事件の審理に関与することについて心配していることはないか」など問いかけている。その応答等によって、不公平な判断をする可能性があるかを見ることになる。検察官と弁護人は、一定数について理由を付けずに不選任にすることができるので、検察官や弁護人が不公平な判断をする可能性があると感じれば、不選任の権限が行使される可能性はあると思われる。

模擬裁判では、あらかじめこういう意見を言おうと決めて参加した人もいたようであるが、実際に生の事件を見て被告人を見て考えると、変わってくるようである。裁判員には真摯に取り組んでいただいております、本来の考えがあっても、裁判員として客観性のある判断をしなければならないという意識は強いと感じている。

○：裁判員裁判対象事件の判決に対する控訴率はどの程度か。

▲：全国ベースでは3割である。

○：大阪については、152件の判決のうち、控訴は66件であったので控訴率は43%である。弁護人側からの控訴である。昨年の12月末現在で検察官からの控訴はなかった。

○：従前の裁判官だけの裁判と比べて、控訴率はどう違うのか。

○：施行前の裁判員裁判対象事件に絞った事件になると、この場では正確な数を持ち合わせていない。

○：裁判員に対し、自分が関わった事件の結果を知らせる方法はあるのか。

○：制度的にはない。裁判員経験者が個人的に高裁の審理を傍聴したと報道した新

聞記事を見たことがあったが、裁判所として最終的な結果は通知していない。

○：弁護士会では、そのような制度がないのが問題と議論されていた。

▲：裁判員には感謝レターというものを事後に送っている。その機会に控訴の有無をお知らせすることは可能であるが、取り扱いとしてはそれが限界だと思われる。

◇：裁判員裁判では、プレゼンが大事と言うことであるが、私も現役のころ、プレゼンは大事だと感じていた。10億円、100億円のプロジェクトの意志決定のためにプレゼンをする時には、何度も打合せを重ね、大変な準備をし、ベストな人間を立ててプレゼンを行っていた。その時に、プレゼン能力を鍛えてみようと考えても難しく、プレゼンは教えられるものではなく持って生まれているものが非常に大事であるとみんなで話をしてきた記憶がある。

プレゼンは上手に話すだけでなく、ポイントをついて説得力を持たせなければならぬ。プレゼンをする場合、民間であれば、最高の人を選んで行う。裁判員裁判ではほとんどが国選弁護人ということであるが、プレゼンが上手い人に当たればいいが、そうでなければ当たり外れが大きく、不公平が生じるのではないかという印象を受けた。弁護人の負担は大きいと感じる。

本日、法廷や評議室を見学したが、機器もシステムも整っており、いい雰囲気のところだと感じた。



○：私自身、裁判員裁判の経験はないが、国選弁護人のプレゼン能力に特にばらつきはないと感じている。

▲：国選弁護人も非常に熱心に弁護活動をしており、国選と私選の違いは感じていない。

○：裁判員裁判の国選弁護人は、相当な覚悟をもって自分の意志で弁護を引き受けている。

▲：プレゼン技術という話であれば，検察官の書面は非常に分かりやすい。弁護人はそれぞれのスタンスがあるためばらつきはあるが，裁判員にはプレゼンの巧拙だけで判断してはいけないという意識があり，最終的には証拠の内容から公平に判断している。ただし，もっと分かりやすい審理を実現したいという気持ちはあるので，引き続きプレゼンの技術は磨いていただきたい。

○：検察としてもプレゼン能力で，有罪無罪が決まるという気持ちはない。

プレゼンは，証拠についてはこう見てほしい，検察官が考えることをきちんと伝えたい，理解してほしいとの思いがあり，それを伝えるための技術だと思っている。

現在，大阪地検では，裁判員裁判を中心に担当する検察官は18人おり，事件ごとにどのような発表をするかについて勉強会や発表会をしている。経験を踏んで，より良いものにしようとお互いに切磋琢磨している。プレゼンとは，検察官の主張を分かってもらう一つの方法だと思っている。

◇：例えば，私が裁判員になった場合，守秘義務の話をどう理解したらいいのか教えて欲しい。守秘義務が，精神的な負担やトラブルになったりしないのか。

▲：守秘義務については，「評議の中で誰がどの意見を言ったかとか，多数決か全員一致かなどの評議・評決の内容は話さないでほしい」，他方，「法廷での審理は公開されており，一般の方も傍聴できるので，法廷で見聞きしたことは守秘義務の対象外である」といったような説明をしている。

また，「評議室の議論が外部に漏れると，後から裁判員になる人が自由に議論できないことになるのではないかという懸念が生じる」という説明もしており，裁判員の方には，おおよそ理解していただいていると考えている。

◇：裁判員が，それぞれの責任感とモラルの範囲で守秘義務を守っているので，問題は生じていないということか。

▲：評議の全体的な雰囲気，裁判官の人柄など，例えば，「裁判官が石頭で頑固だったとかの感想は話していただいて結構です」との説明もしている。守秘義務

の趣旨はよく理解していただいているのではないかとと思われる。

- ：裁判員経験者へのアンケートの結果でも、「十分意見を言えた」、「評議の時間は十分であった」との回答が、多数を占めている。
- ◇：以前、裁判員裁判をテーマに地裁委員会を開催したときに、その時点では否認事件がまだなく、自白事件についての裁判員裁判制度は順調に運用されているが、否認事件が出てきた時にうまく運用されていくのかが課題であると話をした記憶がある。今日、話を聞くと非常に順調にいつているということで、大変すばらしくうまくいつていることに敬意を表したいと思う。

先ほどの説明で、裁判員経験者の方が、非常に充実感があつたという感想を述べられているが、その一方で、裁判員を積極的に引き受けたいという割合は増えていないということであつた。そうであれば、裁判員制度施行前と後では国民の意識は変わっていないということになる。裁判員をやりたくないという国民の意識が変わらないのは、量刑の判断が原因になっているからではないか。裁判員になると有罪・無罪の判断だけでなく量刑の判断もしなければならず、その極端な場合が死刑であると思うが、死刑を判断するという重い責任を負わされ、それが負担感となり、やりたくない原因になっていると思われる。アメリカの陪審員などは、有罪か無罪だけを審議する。

個人的には、4年近く議論してきていい制度ができたと思いながら、殺人事件の裁判員に選ばれたら大変だと感じていた。量刑の判断や裁判員対象事件の範囲など今の制度の問題点について改良しようという議論はないのか。

- ：3年後に見直すことになっている。刑事司法制度にこれで完成したというものはないと思われ、現状を見て改善すべき点は改善していくことになる。3年間、実際に事件を実践し、意見を出し合い議論した上で改善していくと思われる。
- ◇：3年後に変わるのか、それとも変えるための議論をするのか。
- ：3年経過した後に、裁判官、裁判員経験者、国民、被害者、いろいろな視点を踏まえての議論がなされて、見直しを検討することになる。裁判員にとって負

担が大きい事件をどうするかなど、議論されることになると思われる。

◇：どこで議論されるのか。

■：最終的には内閣で議論して、どういう法律を出すか検討すると思われる。その前提として法曹三者がそれぞれの立場で議論し資料や意見を蓄積している状態である。

死刑求刑事件については裁判員の負担が大きいとの新聞報道がなされ、新聞の投書を見ても、死刑求刑事件に裁判員が参加するのは難しいとの意見がある。もう一つは、性犯罪に裁判員が参加することはいかかなものかという意見もある。現在、いろいろ意見を集積している段階である。

○：今の意見については、検察庁内部でも議論がある。裁判員裁判の対象事件は被害者のない犯罪が適当ではないかといった意見もある。論点はたくさん出ている。そのような意見をどういった形で吸い上げるかを検討しているところである。

○：弁護士会においても、裁判員裁判を対象にした委員会があり、多くの弁護士が所属し、情報を蓄積の段階である。いずれ意見が明らかにされると思う。



◇：裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用件数は、全国で68件ということであるが、女性が多いなど利用者の男女の内訳について教えて欲しい。また、深刻な状況に陥っているケースの報告はあるのか。

▲：男女比まではわからない。

■：相談内容については、現段階では知らされていない。もし仮に深刻な状況や注意すべき事例があったとすれば、情報として報告があると思うが、現段階ではそのような報告はない。

◇：メンタル面については、しばらく症状が現れなくても、何年も経ってから、い

ろんな形で表れる場合が多い。しばらく観察してフォローアップする必要があると思う。

◇：裁判員としては、二度と被告人と会いたくないと考えるのが通常であり、いろいろと気になっていることもあると思われる。そうすると、被告人が、いつ出所するのかなど、被告人の処遇や控訴の有無について、裁判員に伝える必要があると思う。裁判所は伝えているのか。

▲：そのような制度もないため、伝えていない。

◇：死刑が執行されたという情報はショックを与えるかもしれないが、裁判員に対しては、控訴の有無などの情報を提供する必要があると考える。

■：裁判員を経験した方に、裁判が終了した後に、裁判所からその人の個人情報を使って、連絡を取ることは現段階では一切していない。ただ、裁判員経験者の座談会を開くときは、事前に座談会の説明をし、住所に連絡することに了解を得た人に対して連絡している。個人情報の使用について配慮している。

判決結果がどうなったのか知りたいという意見は承知しているが、現時点で対応態勢はとっていない。

◇：裁判員が、実際に110番されたケースはあるのか。

○：そのようなケースは聞いたことがない。

◇：裁判員に渡している連絡カードについて、文面の表現が大げさだと感じた。連絡先が分かるのはいいが、内容が脅かしすぎではないか。色も赤いので危険という印象だけが強調される。

▲：主任書記官名を記載している事務連絡用カードをもう一枚渡しているので、交通事情で少し遅れるとかいう連絡は主任書記官宛に入ることになる。

◇：裁判員制度の関係者としては、裁判官、弁護士、検察官の三者に市民が裁判員として加わった。裁判そのものの民主化をはかるということで、制度自体はプラスだと思うが、四者の中では裁判員である市民が、かなり負担が重く報酬も一番低く、バランスが悪いと思う。選ばれた裁判員の負担が大きいと当初から

感じていた。報酬を上げることで問題が少しは解決できないか。

○：そのような御意見があるのは承知している。裁判員の旅費や日当は法律や規則で定められているため、裁判所サイドで対処できない。

裁判員の日当が、諸外国と比べて安いというわけではない。日当は、報酬とは違う観点で支払われている。

■：裁判員の旅費は公務員の場合と同じ方法で算出され、日当については、上限1万円という定めがある。

日当については、決まる前にもいろいろと議論があり、決まった後でも、安すぎるのではないかという議論があることは私共も承知している。日当については予算の問題も関わってくる。裁判所にかかわっている一般国民の方については、調停委員、司法委員、専門委員等があるが、いろいろな委員の方と比較しても裁判員の日当が特に低いというわけではないと考えている。

ただ、より良い制度を作るために裁判員については、実費弁償的に、より高額にした方が、参加意欲が出るという意見だと受け止めた。

◇：どちらかといえば、参加の動機付け、インセンティブの配慮の工夫ができないかと考えた。例えば、裁判員に参加すると、ある種の社会的名誉になるとかいったことができないのかと思っている。

■：現在のところ、そのような制度はない。

◇：裁判員に参加する場合、企業は休暇について、どのように扱っているのか。

▲：裁判員の方にお聞きしたところでは、特別休暇として認められている企業がかなり多いようである。裁判員制度が始まる前に会社訪問をしたときは、有給の特別休暇とするが、日当との差額だけ給料として支給するという企業もあったが、私が聞いた限り、そういう話は出てきていない。

○：大阪信用金庫の調査で、有給扱いにしているのは中小企業の22%前後だという調査結果がある。



- : 大企業はかなりの企業が特別休暇を設けているようであるが、中身は企業によってかなり違うようである。
- ◇ : 裁判員の負担が大きいという話であるが、審理日程についても負担が大きいと思われる。裁判員裁判の日程は4日間までが約半分で、逆に言うと半分以上は5日間以上とも言える。

現在、経済状況もあるが、サラリーマンは、とても厳しい状況で働いている。特に若い人は土日も休めない状況である。正社員の数も絞られていて、労働条件が厳しく労働時間が長い。そうした中での裁判員裁判への参加は、実態として相当な負担をかけていることがうかがい知れる。10年20年前なら余裕があって、人員を補えたとは思いますが、今は厳しい労働環境である。裁判員の負担は相当あるとグラフを見て改めて思った。2日間程度なら人員を補えあえると思うがそれ以上になると難しいと思われる。

先ほどの話をお聞きすると、量刑の検討で相当時間がかかると感じた。仮に量刑の評議をしないとすれば、主に否認事件だけが審理の対象となると思われ、随分、状況が変わる。グラフを見ると、日数がかかっているなど改めて思った。

- ▲ : グラフを見ると、大阪は、否認事件が46%あり全国平均からするとかなり多い。完全否認か一部否認かの違いはあるが、被告人が否認すると証人尋問の実施が必要になり、その分日数が必要となる。そういった意味では、否認率が日程を押し上げている面はある。
- ◇ : 報酬を上げると、報酬目当ての人が出てくるのではないかという議論が、マスコミではされていた。

また、審理期間を短くすると、被告人の利益が失われる可能性や証拠の評価が杜撰になるというマイナス面があると思われる。要は、分かりやすさとか、より良い雰囲気作りといった裁判員に負担をかけない配慮が大事だと思う。

参加意欲が低いというのは、ある意味、日本人の美德だと思う。人を裁きた

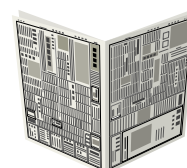
いと思う人が増えるのは、逆にどうかと感じる。参加意欲より参加した人の充足感が高いということがより重要ではないかと思う。

裁判員経験者の充足感や達成感を裁判所や法曹三者で上げていくべきである。現在、裁判員経験者の充足感が高いのはとてもいいことだと思う。

■：裁判員に参加していただいた方が、高い充足感を述べているのはありがたいと思う。これだけ審理期間が長い事件が多い中、裁判員は無遅刻無欠勤で誠実に対応していただいている。私どもとしては、裁判員に敬意を表して感謝申し上げたい。

○：裁判員裁判に対する参加意欲について、最高裁や内閣の調査に基づいて報告すると、平成20年3月時点で、「参加したくない」82.4%、その内訳は「義務なら参加する」44.8%、「義務でも参加したくない」37.6%であった。裁判員制度施行後の平成21年6月時点では、「参加したくない」83.8%、その内訳は「義務なので参加する」は57.9%、「義務でも参加したくない」は25.9%であった。参加したくないというのが8割強と変わっていないが、「義務なので参加する」の数値は若干上がっている。

マスコミでも随時、別の調査しているようであるが、あまり変わっていないようである。大阪信用金庫による中小企業に対する調査で、裁判員裁判施行前の平成19年6月時点で「積極的に参加したい」37.9%、「できれば参加したくない」37%、平成22年10月時点では、「積極的に参加したい」15.7%に低下して、「できれば参加したくない」54%に上昇しており、参加意欲は若干低下しているようである。ただ、裁判員を経験された方の充足感には、アンケート結果として大多数が良かったと述べていただいております、裁判所としてもありがたいお話である。



◇：模擬裁判で、同じシナリオの事件でも判決や量刑にばらつきがあったと報じられ、その点につきどうするかと問題になったと思う。実際の裁判員裁判では、裁判員によって差がなく、常識的に対応していると聞いたが、裁判員の意見にばらつきはないのか。こうした差が出てくると、被告人は自分に有利な裁判員を選びたくなり、アメリカと同様の問題が出てくると思われる。裁判員の情報の問題などに発展するのではないかと考えている。この点は裁判員制度を運用するに当たって一番大事なところかだと思いがいかか。

■：私の承知しているところでは、模擬裁判の判決結果に全国的なばらつきがあるとの報道については、そのまま検討材料にすることはできないと考えている。模擬裁判は、各裁判所で同じシナリオを使ったが、法曹三者で話し合っただけでアレンジし、地裁によって主張・立証がかなり違っていたようである。そのため、同じシナリオでも有罪無罪に分かれたとの報道があったようであるが、一概にばらつきがあったと評価できないという感想を持っている。

また、実際の生の事件を前にすると、裁判員は出来る限り客観的に公平な目で見ていこうという姿勢で関わっている。比較できないが、事前に心配されたようなことはないと思う。

▲：他の事件と安易に比較できないが、これまでに、裁判員6名全員が女性、60代が多い、あるいは20代30代が多い、といろいろなパターンを経験してきた。評議を重ねていくと、落ち着くところに落ち着くようで、年齢差や男女別は関係ないと思われる。もちろん、裁判体としての雰囲気は異なり、にぎやかだったり、静かだったりすることはある。

また、事件内容にもよって、例えば、家庭内の殺人事件であれば、全体に雰囲気が重くなることもあり、裁判員による補充尋問が少なくなったりすることがあるが、それほどの心配はしていない。

◇：先ほど、裁判官の意識が変わったかどうかという話で、市民が法律を適用して審理をスムーズに行っているという話があったが、やや「上から目線」の意見

が多いと感じた。市民が入ることによって、変わったことはあるのか。裁判員の意見で、これは新しい市民感覚であるとか、プロが気づかなかった面は出てきたのか。

▲：判決書を起案していると、従来のものより、厚みを持った結論になると感じている。仮に裁判官だけで審理したとしても同じ結論であったかもしれないが、裁判員裁判では、いろんな視点で考えたことを出せるのが一番今までと違う点である。これまでからは、違った観点から議論できるようになった。

▲：本当に日々刺激を受け、新たな気持ちを感じている。例えば、裁判官は被告人が若いことは有利な情状だと考えてきたが、模擬裁判以来、裁判員は必ずしもそう思わないことがわかってきた。前科がないというのも、反省しているのも当たり前であるという意見もある。量刑や事実認定を考えるにあたり、裁判官は、より基本に立ち返って考え直さなければいけない状況に置かれており、裁判員の意見は大変な刺激になっている。

◇：裁判員は、有給をとれたとしても、仕事は止めているので、休めばその分どこかで働かなければならないというのが今のサラリーマンの現状である。5時に裁判が終わってもそこからその日の仕事をしているか、土日に出て仕事をしていると思われる。5時に終われば、軽く食べて、また会社に戻って仕事をできるし、専業主婦などでも家事もあるので、5時に終わることはとてもいいことだと思う。

ただ、諸外国みたいに夜の9時10時までやっていないからといって、負担が軽いとは一概に言えないと思う。

◇：全く同感である。

▲：私の部で3週間にわたって行った裁判の裁判員の方にも5時以降に仕事をされていた人がおり、さすがに3週目はかなりきつとおっしゃっていた。

◇：アンケートで裁判員裁判に参加して良かったと思っている方は、そのような状況をこなしながら、それでもやって良かったと思っているということであり、

素晴らしいことだと思う。

■：本日は委員の皆様からたくさんの御意見を頂き、ありがとうございました。

7 次回の予定

(1) 次回大阪地方裁判所委員会（第23回）開催日

未定

(2) テーマ

「専門的知見を必要とする訴訟の現状と課題」について

